

## HELLO WORK information 1

月刊

ハローワーク宇佐

宇佐公共職業安定所広報  
2025年1月号

## contents

- ① 明示すべき労働条件が追加されています P.1
- ② 障害者雇用率にかかる除外率が引き下げられます P.2
- ③ 労働保険料は口座振替が便利です P.2
- ④ 「応募がない求人!」の条件の見直しをしませんか? P.3
- ⑤ セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ P.3
- ⑥ 労働市場の状況(管内の求人・求職) P.4

## ●ハローワーク宇佐

〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1  
宇佐合同庁舎 1 階

☎0978-32-8609

開庁時間：8：30～17：15（月～金）  
（祝日、年末年始は休み）

## ●豊後高田市ふるさとハローワーク

〒879-0628 豊後高田市新町 1007-4  
豊後高田市勤労青少年ホーム内

☎0978-22-2342

開庁時間：9：30～17：00（月～金）  
（祝日、年末年始は休み）

※職業の相談・紹介のみ取り扱っています。

1

《事業主の皆さまへ》

## 募集時などに明示すべき労働条件が追加されています

職業安定法施行規則の改正により2024（令和6）年4月以降、ハローワークに求人申込を行う場合などに、明示しなければならない労働条件が追加されていますのでご注意ください。

## ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※

採用後、将来の配置転換など雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には「業務内容」欄に**変更後の業務**を明示してください。採用後に**業務内容**を変更する予定がない場合は**変更範囲：変更なし**と明示してください。

## ② 就業場所の変更の範囲 ※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、「就業場所」欄に**変更範囲**を明示してください。

※「変更の範囲」とは雇入れ直後だけでなく将来の配置転換など今後の見込みも含めた締結する労働契約期間中での変更の範囲のことです。

## ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 ※

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約期間」欄に更新の有無を明示してください。
- ・更新継続が期待される場合は、「原則更新」、または更新の可能性はあるもののそれが確実でない場合は「条件付きで更新あり」等を明示してください。

## ■原則更新の場合は次のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限

更新上限：有（**通算契約期間●年／更新回数▲回**）

※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

## ■条件付きで更新ありの場合は次のように明示してください。

## 具体的な更新条件を記載

有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限

更新上限：有（**通算契約期間●年／更新回数▲回**）

※更新上限がない場合にその旨を記入する必要はありません。

## 【明示するタイミング等】

- ・ハローワークや職業紹介事業者への求人の申込み、自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、追加された労働条件を明示しなければなりません。
- ・ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- ・また、面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

最低限明示しなければならない労働条件 追加された明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	〔雇入れ直後〕 一般事務 〔変更の範囲〕 ●●事務 ……①
契約期間	期限の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） 契約の更新 有（●●により判断する） 更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回） ……③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	〔雇入れ直後〕 東京本社 〔変更の範囲〕 ●●支社 ……②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） 雇労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。 例：企画業務型雇労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） 時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。 (1) 基本給 ●●円 ((2)の手当を除く前) (2) ●●円 (時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲●円を支給) (3) ●●円 (時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給)
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
労働環境防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	○株式会社
<small>〔募集要項として記載する場合は〇〕</small>	〔雇用形態：派遣労働者〕 というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。)

## 2

《事業主の皆さまへ》

## 障害者の雇用率にかかる除外率が引き下げられます

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率にかかる除外率の引き下げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせします。

## 除外率の引き下げ

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、**令和7年4月1日から以下のように変わります。**（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

## 障害者雇用のための事業主支援の強化

障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができます。

## 障害者雇用相談援助事業の概要

都道府県労働局長の認定を受けた事業者が障害者雇用の経験やノウハウが不足する事業主に対して、雇入れやその雇用継続を図るための一連の雇用管理に関する相談援助を行います。

## 【支援対象となる事業主】

法定雇用率未達成企業（特に障害者の雇用義務があるにも関わらず障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）、中小企業、除外率設定業種の企業（特に除外率引下げによる影響の大きい企業））等

## 3

《事業主の皆さまへ》

## 労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

2025（令和7）年度より対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて、「**GMOあおぞらネット銀行**」が加わります。

※インターネット専業銀行での口座振替をお申し込みの場合、申込み方法が通常と異なります。詳細は厚生労働省ウェブサイトでご確認をお願いします。



## 口座振替による納付のメリット

- 金融機関の窓口へ出向く手間や待ち時間が解消され、納付の忘れや遅れもなくなります。
  - \* 手数料はかかりません。一度手続きを行えば次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
  - \* 年度更新時に窓口での現金領収を原則行わないため、金融機関での納付となります。
- 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。

● 2025（令和7）年度全期又は第1期から新規に口座振替を希望される場合は、申込用紙「労働保険 保険料等口座振替納付書送付（変更）依頼書 兼 口座振替依頼書」を指定預金口座の取扱金融機関へ**2025（令和7）年2月25日（火）までに**提出してください。

● 申込用紙は、厚生労働省ホームページからダウンロード、若しくは労働局徴収室と労働基準監督署において入手できます。また取扱金融機関については厚生労働省ホームページにてご確認ください。


【お問合せ先】 大分労働局総務部 労働保険徴収室 ☎097-536-7095

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

## 4 「求人を出したけど応募がない」 →条件の見直しをしませんか？

「応募者がいない」とお悩みの事業所様、ハローワークでは多くの求職者が、求人票を隅から隅まで食い入るように見つめています。もし、面接希望の電話が鳴らないときは、求人条件を見直してみませんか？これは求人条件の見直しで充足に至った、ほんの一例です。

<b>A社(パート)</b> ……職務経歴書:要⇒不要に緩和! ……書類選考:要⇒不要に緩和! その後、紹介2名、充足完結	<b>D社(正社員)</b> ……キャリア形成 39歳以下⇒不問に緩和! その後、紹介1名、充足完結	<b>F社(パート)</b> ……就業時間:週15H⇒週20Hに増加! ……加入保険:労災のみ⇒雇用保険を追加! その後、紹介4名、充足完結
<b>パートタイムでお探しの求職者は面倒に感じ、敬遠してしまいます</b>	<b>当所の求職者の半分以上が50歳以上年齢制限の緩和も有効です</b>	<b>雇用保険の加入可否は、求職者にとって大きなポイントです</b>
<b>B社(パート)</b> ……面接準備のための書類郵送⇒不要に緩和! その後、紹介1名、充足完結	<b>お悩みの時は、ハローワークにご相談ください。</b> 	<b>G社(パート)</b> ……通勤手当:なし⇒ありに緩和! その後、紹介1名、充足完結
<b>面接前の一手間に、敬居の高さを感じる求職者の方が多いです</b>	<b>ハローワーク宇佐 求人係 0978-32-8609</b>	<b>通勤手当の有無は、多くの求職者が気にしている重要なポイントです</b>
<b>C社(パート)</b> ……3ヶ月更新⇒期間の定めなしに緩和! その後、紹介1名、充足完結	<b>E社(パート)</b> ……パート⇒正社員に見直し! その後、紹介8名、充足完結	<b>その他のポイント(仕事内容・特記事項)</b> ・子育て応援求人 (育児中の方には優先して案内しています) ・未経験歓迎(研修制度充実など) ・資格取得制度あり ・応募前職場見学可能 など
<b>長期で勤めたい求職者の方が多いです</b>	<b>紹介数はなんと0⇒8名へ!</b>	

11月の求人倍率が1.2倍を超え、ますます人手不足が深刻化している状況で、他社さんより先駆けて優秀な人材を採用するために、求人票に記載された内容を「ちょっとだけ」変えることで、応募者が増加することがあります。上にあるのは、ハローワーク宇佐で実際にあった事例です。御社の求人に応用できないか、ぜひご検討ください。

## 5 《求職者の皆さまへ》 セミナー、各種相談会、説明会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

1/28(火)

13:30~15:30 セミナー 15:30~16:30 個別相談

求職活動の進め方、応募書類作成・模擬面接の実施など、専門講師によるセミナー(定員8名)

【申込み】ハローワーク宇佐まで

看護職の就職相談会

当日受付

1/8(水)

10:00~12:00

ブランクが長いなど看護職への就職についての不安、悩み、施設見学などの相談・情報提供  
【問】大分県看護協会 大分県ナースセンター ☎097-574-7136

福祉のしごと相談会

当日受付

1/14・28(火)

10:00~12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供

【問】大分県福祉人材センター ☎097-552-7000

おおいたサポステ出張相談会

事前予約

1/15・29(水)

11:00~16:00

働くことに悩みを抱えている方へのコンサルティング、就職に向けてサポート(15~49歳対象) 【予約】おおいた地域若者サポートステーション ☎097-533-2622

心理カウンセリング

事前予約

1/6・20・27(月)

1/9・16(木)

就職に対する心理的不安に専門の臨床心理士による相談・アドバイスなど 【予約】ハローワーク宇佐まで

事業所ミニ説明会

当日参加

1/7・14・21(火)

1/16・23・30(木)

予約不要、応募書類(履歴書等)不要、入退室自由。事業所から直接話を聞くことができるよい機会です。参加事業所はハローワークで確認できます。

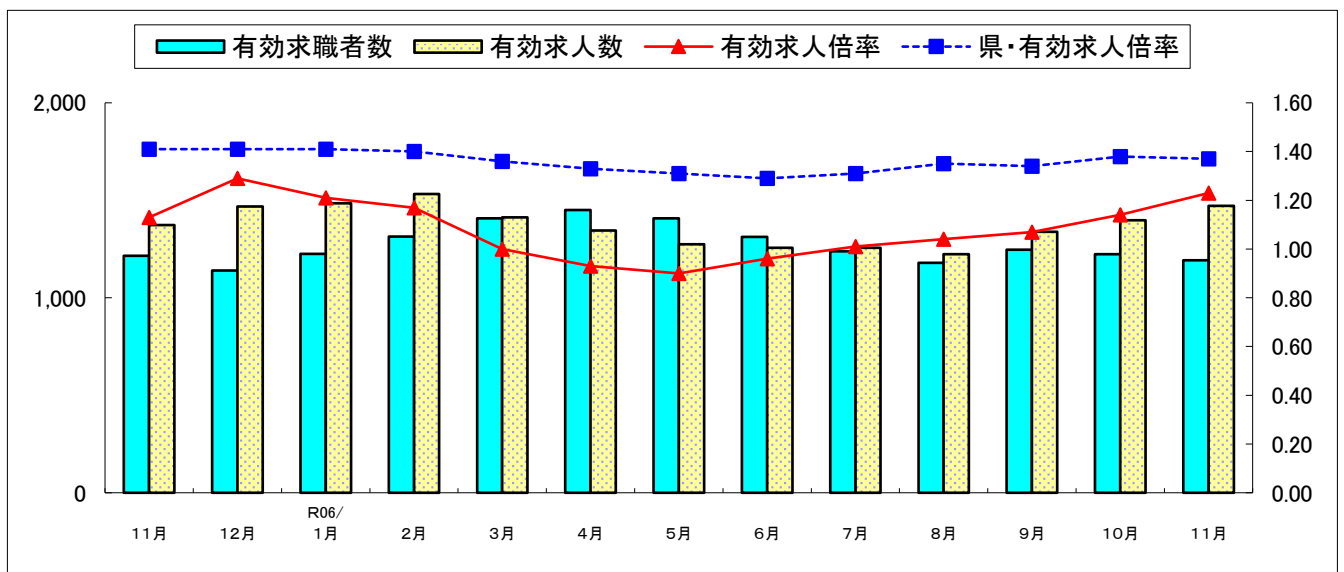
# 6 労働市場の状況（管内の求人・求職）

【令和6年11月】

項目		年月・増減率	今月	前月	前年同月	対前年同月増減率(%)	
職業紹介関係	新規求職申込件数		239	313	266	▲ 10.2	
	月間有効求職者数		1,192	1,224	1,216	▲ 2.0	
	新規求人数		468	606	406	15.3	
	月間有効求人数		1,471	1,397	1,373	7.1	
	就職件数		135	135	119	13.4	
	有効求人倍率(管内)		1.23	1.14	1.13	8.8	
	有効求人倍率(大分県)		1.37	1.38	1.41	▲0.04p	
	有効求人倍率(全国)		1.25	1.25	1.27	▲0.02p	
	高齢 (注)	月間有効求職者数		275	283	300	▲ 8.3
		月間有効求人数		219	201	201	9.0
常用有効求人倍率			0.80	0.71	0.67	0.13P	
パート	月間有効求職者数		550	560	561	▲ 2.0	
	月間有効求人数		513	474	466	10.1	
	有効求人倍率		0.93	0.85	0.83	0.10p	
雇用保険関係	資格決定件数		65	98	79	▲ 17.7	
	受給者実人員		268	286	330	▲ 18.8	
	資格取得者数		266	266	246	8.1	
	資格喪失者数		200	275	203	▲ 1.5	
	うち事業主都合離職者		14	7	7	100.0	

注)高齢者とは55歳以上65歳未満の者の数となります。

- 11月の有効求人倍率は**1.23倍**となり、前年同月より+0.10P増加しました。
- 新規求職者数は対前年同月比**10.2%減少**し、新規求人数は**15.3%増加**しました。
- 月間有効求職者数は対前年同月比**2.0%減少**、月間有効求人数は**7.1%増加**しました。
- 新規求人数を産業別に対前年比で見ると、建設業(+84.6%)、製造業(▲20.6%)、情報通信業・運輸業・郵便業(▲42.1%)、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業(+13.6%)、医療・福祉(+30.8%)、サービス業(+82.4%)でした。



	11月	12月	R06/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
有効求職者数	1,216	1,140	1,226	1,314	1,408	1,450	1,408	1,312	1,239	1,180	1,246	1,224	1,192
有効求人数	1,373	1,469	1,484	1,532	1,412	1,345	1,274	1,257	1,256	1,224	1,339	1,397	1,471
有効求人倍率	1.13	1.29	1.21	1.17	1.00	0.93	0.90	0.96	1.01	1.04	1.07	1.14	1.23
県・有効求人倍率	1.41	1.41	1.41	1.40	1.36	1.33	1.31	1.29	1.31	1.35	1.34	1.38	1.37

※パートを含む全数。 ※県の有効求人倍率は、季節調整値(令和5年12月以前の値は、新季節調整値に改定されています。)